滋賀県コミュニティ・スクール推進事業

※「地域と学校の連携・協働体制構築事業」に含む。

趣旨

・学校が抱える課題の解決を図り、子どもたちの教育活動等を一層充実していく観点から、地域住民等と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」を目指すことが必要とされる中、平成29年４月学校運営協議会の設置が努力義務化された。

・令和４年３月の「コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議　最終まとめ」では、努力義務の継続が示されるとともに、コミュニティ・スクールの導入促進、質的向上、地域学校協働活動との一体的推進の3つの方向性が示された。県にアドバイザーを配置することで、各市町や県立学校のコミュニティ・スクール導入時の支援体制や導入後の質的向上のための伴走支援体制を構築する。

CS導入・運営の充実に向けた支援体制の構築

国庫補助事業「地域と学校の連携・協働体制構築事業」として実施　　補助率：国1/3

①CSアドバイザー派遣

市町・県立学校のCS立ち上げや推進体制構築に向けた助言や設置後のアフターフォロー

②コミュニティ・スクールの研修の充実

推進フォーラム・学校管理職研修会・事業成果報告会等開催

③推進協議会の開催

④学校運営協議会設置（県立学校）

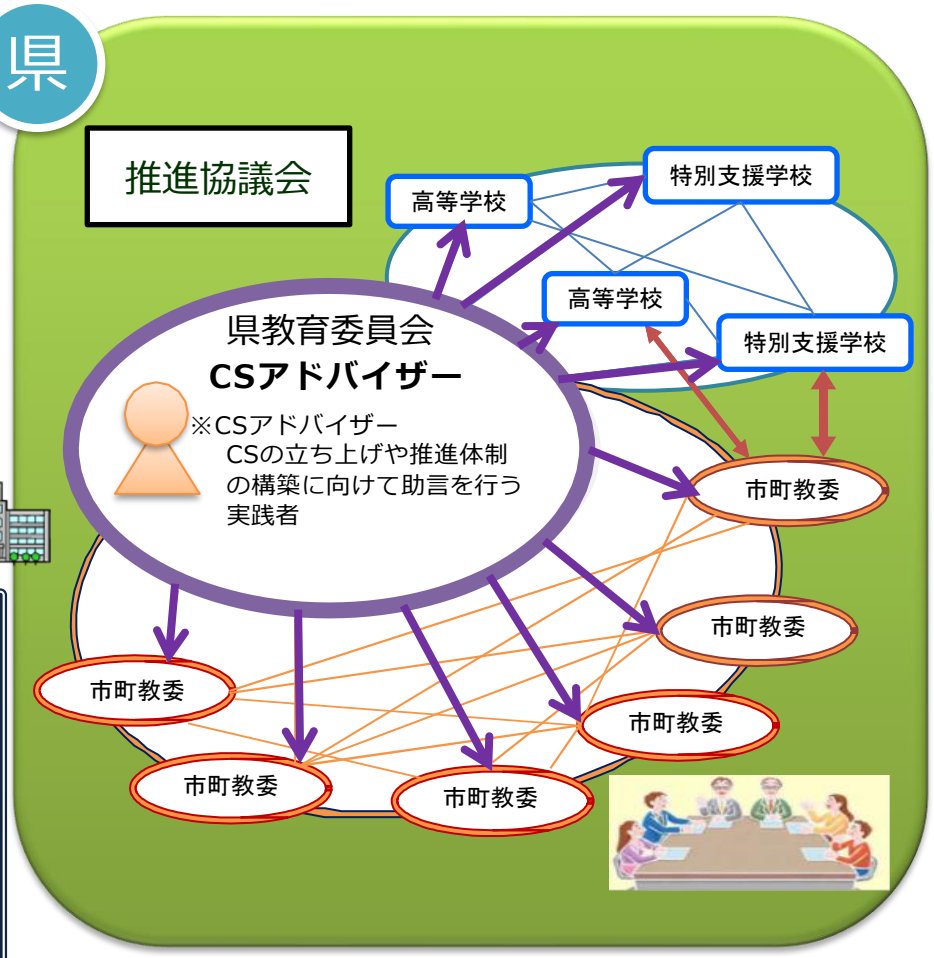

コミュニティ・スクールの設置拡大および取組が充実することにより得られる効果

- **学校教育の質の向上および学校支援活動の充実**
- **地域と学校が、共通したビジョンをもった主体的・能動的な取組の展開**
- **地域の学校理解の深まり、当事者意識の向上**

→社会総がかりで子どもたちを育む

⇨地域と学校の連携・協働体制の構築により、教職員が子どもと向き合う時間が確保される。